

第3節

業務の実績

第1項

概況

1 アジア支援

1997（平成9）年7月のタイの通貨危機に始まったアジア金融危機以来、本行は危機への対処や危機後の経済の低迷に苦しむアジア諸国への支援に取り組んできた。

まず、日本政府の東南アジア経済安定化のための

支援措置の一環として、信用収縮問題に直面していた現地日系企業に対し、投資金融等を活用した支援を行ってきた。

さらに、アジア各国の通貨安定や実体経済の回復を目的として、国際通貨基金（IMF）を中心とする国際的枠組みの中での二国間支援を行ったほか、1998年10月以降は、「アジア通貨危機支援に関する新構想—新宮澤構想」及び1999年5月に発表された「新宮澤構想の第2ステージ」の下で主要な役割を果たしてきた。

国際協力銀行設立後もそうした取り組みは継続され、1999年度までに行った支援は、輸銀時代を含め、中堅・中小企業を含む日系企業支援（投資金融等）が1兆3,719億円、アンタイトローン等による支援は2兆1,550億円に上った。

図表1-15 国際協力銀行(国際金融等業務)のアジア支援実績(承諾ベース、2000年3月31日までの累計) (億円)

	タイ	インドネシア	韓国	フィリピン	マレーシア	その他	合計
投資金融等	4,106	2,543	109	930	1,230	4,802	13,719
第1次	920	905	—	6	22	747	2,600
第2次	958	346	—	161	42	88	1,595
第3次	1,924	848	109	246	416	2,385	5,928
通常案件	304	444	—	517	750	1,582	3,596
アンタイトローン等	7,081	3,934	6,504	2,076	1,955	—	21,550
IMFパラレルローン	4,800	—	—	—	—	—	4,800
ツーステップローン	400	1,700	1,300	—	—	—	3,400
新宮澤構想	1,881	2,234	5,204	2,076	1,955	—	13,350
合計	11,187	6,477	6,613	3,006	3,185	4,802	35,269

(出典) 本行作成

2 保証機能の積極的活用

2000年代は、アジアにおける債券市場の育成、日本の民間金融機関のビジネス支援といったさまざまな観点から、本行の保証機能へのニーズが高まった時代であった。

こうしたニーズに本行は、製品輸入保証の提供、現地通貨建て債券、債券担保証券、パフォーマンス・ボンドへの保証といった新たな保証メニューの提供や、従前から行ってきた融資に対する保証の適用を量的に拡充するなど、保証機能の積極的な活用で応えた。その結果、本行の保証承諾額は、1999年度の1,577億円から2007年度の5,343億円へと大幅な増加を見ることとなった。

(1) 新宮澤構想の下での公債保証

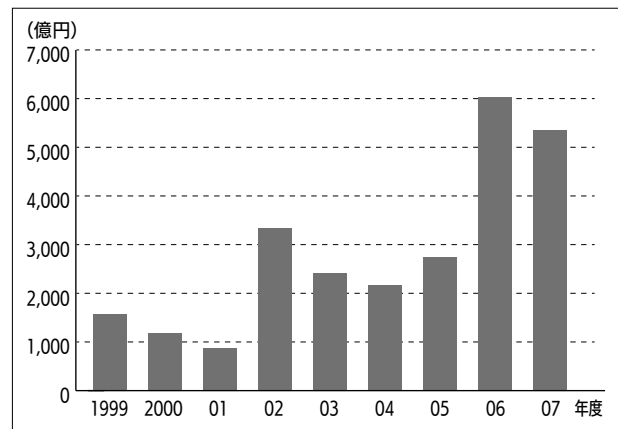
新宮澤構想の下、アジア諸国が発行するソブリン債に対する保証を行うことが支援策の一つとして位置づけられている中、国際協力銀行法において本行業務の対象に、外国政府等が発行する公債等の保証が追加された。そして本行は、この改正後の法規定に基づき、2000年6月に、フィリピン国営石油会社エネルギー開発公社（Philippine National Oil Company-Energy Development Corporation：PNOC-EDC）が、同国内で地熱開発プロジェクト等を行ううえで、必要な資金を調達するために発行した債券に対する保証を実施した。

(2) アジア債券市場育成イニシアティブの下での債券保証の取り組み

2003年8月の第6回ASEAN+3財務大臣会議でアジア債券市場育成イニシアティブが合意され、本行も、このイニシアティブの下で主要な役割を果たすこととなった。

具体的には、債券市場が十分に発達していない、知名度が必ずしも高くないといった事情から、債券

図表 1-16 保証承諾実績



(出典) 本行作成

図表 1-17 現地日系企業によるアジア現地通貨建て債券への保証供与の実績(2008年まで)

時期	通貨	金額
2004年6月	タイ・バーツ	35億バーツ
2006年1月	マレーシア・リングギット	1.5億リングギット
2006年3月	インドネシア・ルピア	1兆ルピア
2007年3月	インドネシア・ルピア	1兆ルピア
2007年10月	マレーシア・リングギット	2億リングギット
2008年8月	タイ・バーツ	10億バーツ

(出典) 本行作成

発行による現地通貨の調達を円滑に行えていなかった現地日系企業を支援するため、本行が現地日系企業が発行する現地通貨建ての債券を対象に保証を供与する取り組みを行った。

また、2004年12月には、韓国の中小企業が発行する円建て社債を担保とする債券担保証券（Collateralized Bond Obligations：CBO）に対して保証を供与、クロスボーダーでの債券担保証券という新たな形態での証券発行の実現に貢献した。

(3) 製品輸入保証

2001年12月の特殊法人等整理合理化計画の閣議決定を受け、本行は、2002年4月以降、輸入金融のうち資源関係以外を対象とする製品輸入金融について、航空機輸入等、真に必要なものについて、民

間金融機関による融資に対する保証にて対応することとした。

(4) その他保証業務の展開

本行は、アジア債券市場育成イニシアティブの下での取り組みのほかに、アジア以外の地域の発行体による債券の発行についても、保証による支援を行った。具体的には、コロンビア政府や、ウルグアイ政府の発行する私募円建て外債（サムライ債）への保証を行った。

本行による、これら諸国の証券市場における資金調達の支援には、債務国の自助努力による資金調達を促す効果に加え、起債に参画する日本の金融機関等のビジネス機会の創出や、日本における円建て外債市場の活性化につながる効果も認められた。こうした効果が認められたことをも踏まえ、本行によるサムライ債の発行支援は、リーマンショック後の金融市場の混乱への対処等の場面においても、幅広く活用されていくこととなった。

また、民間金融機関の補完及び開発途上国への民間資金の動員を促進するため、コロンビア、ブラジル、メキシコ等におけるインフラプロジェクト等向けに供与される民間金融機関によるシンジケートローンに対し、カントリーリスク等の保証を行うことを通じ、日本の民間金融機関の開発途上国におけるビジネス展開の促進を後押しした。

こうしたプロジェクトへのファイナンスにあたっては、多くの場合、発展途上国のリスクを評価・負担しつつ対処していくことが必要となるが、民間金融機関のみではそうした対処を行うことが困難な場合が多く、本行がリスクを引き受け、軽減することで初めてファイナンスの組成、プロジェクトが実現可能となるケースが多かった。

そこで本行はプロジェクトファイナンス（PF）⁵⁴、ストラクチャードファイナンス（SF）⁵⁵の手法の活用や、現地企業のリスクテイクを積極的に行うとともに、公的機関として外国政府や国際機関等との間で有する緊密な関係を活かした交渉や対話を通じた案件の形成への関与を進めた。その結果、多くのプロジェクトにおいて、日本企業の事業参画や資源の確保を後押しすることができた。

このような本行の取り組みの結果、本行のPF、SF、現地企業・金融機関のリスクテイク案件は年々増加し、2007年度には58件、1兆3,723億円（承諾額の約81%）に至った。

3 プロジェクトファイナンス等案件の増大

2000年代は、民活でのインフラ開発が多くの開発途上国に採用され、多くの大型インフラ案件が出現した時代であった。また資源分野でも、資源需給が逼迫する中で大型の資源案件が出現した。

54) プロジェクトファイナンスとは、発電や資源開発等の大型プロジェクトの資金調達手段として活用されるもので、事業のキャッシュフローを担保とする融資手法のことである。

55) ストラクチャードファイナンスは、資金需要のある企業が、資源や製品の代金等を担保に資金調達を行う手法である。